

料理サークル ファミーユ規約

第1条 本サークルは、「料理サークル ファミーユ」と称する。

第2条 本サークルは学生相互の親睦を深め、サークル活動の発展を目的とする。

第3条 本サークルは、次の会員で組織する。

- 鳥取大学学部生

第4条 本サークルは、次の目的達成のための活動を行う。

- 調理知識を増やす
- 調理技術の向上
- 食生活の見直し

第5条 本サークルは、次の役員をおき、任期を1年とする。

部長 1名 部員より最上級生が就任する。

副部長 1名 部員より最上級生が就任する。

会計 1名 部員より最上級生が就任する。

第6条 本サークルの経費は、入部金（1000円）もってこれにあてる。